No 5
1974

緑業月報

発行所
社団法人 日本造園建設業協会
〒102
東京都千代田区平河町2—16—14
電話 03—263—3039
定価 1部 100円

都市公園大幅拡充

昭和50年度 整備事業予算概要

建設省は、来年度の公共事業のうち住宅、下水道などと並べて都市公園の大幅拡充を重点施策にかかげ事業計画をまとめた。これによると、①現行の都市公園等整備五箇年計画の実施を繰上げて都市公園等整備事業の強力な推進を図る。②都市公園用地の取得費の補助率を三分の一から二分の一に引上げる。③飛鳥歴史公園及び淀川河川公園を引き続き整備するとともに、新たに地方負担を伴う国営公園制度（国の負担は整備三分の二、維持管理二分の一）を新設し、雁の巣公園及び渡良瀬公園の整備に着手する。ことなどを打ち出しており八月三十一日、大蔵省に概算要求を行った。

都市公園の拡充対策は四十七—五十一年度の都市公園等整備五箇年計画で九千億円の事業計画を立て、都市計画区域内の人口一人当たり面積を四十六年度末の二・八平方米から四・二平方米に引き上げることを目標にしている。しかし一昨年から激しくなった地価騰貴で用地取得は極めて困難となっており、五箇年計画の三年目に当たる今年度見込みでも資金計画ベースで四七%消化するものの、事業量では二八%程度にしか達しない見通しである。また、一人当たり公園面積も今年度末で三・一平方米程度にしか達しないと見られ、五箇年計画内に四・二平方米を確保することは極めて困難な情勢となっている。一方、都市公園は単に屋外レクリエーション施設としてだけでなく、最近過密化した都市の非常時の避難場所、あるいは公害防止の緩衝地帯として各方面から緊急整備を要求する声が高まっている。

このような社会的要請に対し、建設省は現在五箇年計画を中途で新五箇年計画に切り替え、予算の倍増をはかることを検討していたが、政府の厳しい総需要・公共事業抑制策で新五箇年計画は断念、現在五箇年計画のワク内で投資を繰り上げ、事業促進をはかることにしたものである。

今年度の都市公園予算額は国費一百六十六億九千八百万円、自治体の負担を含めた事業費は五百九十五億七千四百万円だが、建設省では予算を五〇%以上増やし、とくに都市公園事業の最大のブレーキとなっている地方自治体の用地取得に対する補助率を大幅に改善することで、事業ベースは早まるものと期待している。

造園技能検定
49年度後期実施決る

昭和四十九年九月五日付労働省告示第五十六号職業訓練法施行規第六十四条第一項の規定に基づき、昭和四十九年度技能検定実施計画の一部改正により、造園職種が追加された。

昭和 49年度技能検定実施計画

日程

項目＼期		後期
実施公示		昭和49年 9月 17日（火）
受検申請書の受付け		昭和49年 9月 30日（月）から 昭和49年 10月 14日（月）まで
実技試験	問題公表	昭和49年 11月 11日（月）
	実施	昭和49年 11月 23日（土）から 昭和50年 2月 23日（日）まで
学科試験		昭和50年 2月 23日（日）
合格発表		昭和50年 3月 25日（火）

海岸と緑化

建設省河川局海岸課
吉岡和徳

わが国は周囲を海に囲まれ、国土の成り立ちも複雑なことから、多くの島と複雑な海岸線をかかえており、国土の面積に比較して極めて長い海岸線を持っている。この総延長は二万九千キロにも及び、これはほぼ地球を四分の三周する長さに匹敵する。一方、国土の大部分は山地であって、活動に便利な海岸地域には人口が集中し、臨海都市人口だけでも日本の総人口の約半数に達し、産業、交通の施設の大部分もこの地域に集中しており、この傾向は近年ますます顕著になっている。このため、海岸を高潮の被害から守り、侵食を防止するための、いわゆる海岸保全事業の重要性は近年とみに増しつつあると言わねばならない。

しかし海岸保全事業の歴史は比較的浅く、事業が本格化したのは、昭和三十一年の海岸法の成立以降のことである。すなわち、昭和三十年以前においては年間二十億円足らずの投資額にとどまっていた海岸事業費は、昭和三十四年の伊勢湾台風による大災害が影響を与えたことは否めないにしても、海岸法成立後は三百億円前後と急激な伸びを示しており、今年度の六百四十億円に至っている。しかしながら、わが国の海岸線は長く、早急に何らかの対策を必要とする区間だけをとっても、総延長の約半分にあたる一万四千キロに及んでおり、整備済の延長はその二十パーセント以下という状態にある。

海岸保全がこのような状態にある理由の一つが予算の不足にあることはいうまでもないが、一方では海岸保全が非常に金を食う事業ということを忘れてはなるまい。海岸堤防一メートルは、近代的な高速道路一メートルよりも高価な場合が普通であり、しかもそのなかには用地費がほとんど含まれていないのである。このため海岸事業は昭和四十五年を初年度とする海岸事業五箇年計画（総事業費三千七百億円）を策定し、鋭意事業の推進を図っており、今年度はその最終年度にあたり、目標の達成を期するとともにさらに今後の飛躍的な事業の進展を図るべく、次期五箇年計画の策定のための作業を進めているところである。

一方、近年のわが国経済の飛躍的発展は、海岸の環境をも大きく変化させ、海岸事業の上にも少なからず影響を与えつつある。ここ十数年来のわが国の経済発展は、特に海岸部において著しく、このため海岸の持つ諸機能のうち土地資源的機能のみが強調され、埋立が大規模に行われてきた。これにより現在では海岸から白砂青松の景観や、海水浴場等のレクリエーションの場が急速に失なわれつつある。しかし一方では、国民生活の向上に伴って海水浴・ヨット等海岸をレクリエーションの場とするものの需要が急増している。このため、建設省においては昭和四十八年度より、海岸事業の中で海岸環境の整備と海岸の利用の増進を目的とした海岸環境整備事業を実施することとなった。事業内容は、海浜の侵食の防止と水面を静穏に保つ働きをする離岸堤あるいは突堤の建設、海浜地を利用しやすくする階段、遊歩道の建設、さらには積極的な養浜あるいは植栽等からなり、海岸の本来持っていたレクリエーション機能と緑地空間としての機能を積極的に保全開発しようとするものである。

これにより従来の海岸保全事業には無かった海岸の緑化が積極的に推進されるようになり、養浜ともあわせて音の白砂青松の海岸を取り戻す事業が実施されるようになったのである。海岸環境整備事業は昭和四十八年度事業費約七億円、四十九年度約九億円であり、現在全国十八箇所で実施中である。

また本来の海岸保全事業においても、最近では海岸の利用を考慮して従来の、利用面からは何かと不便な直立の剛構造であるコンクリート堤に代えて、緩傾斜で柔構造のブロック堤あるいはのり枠工等を用いる試みがなされつつあり、この場合の法面処理のための張芝・越波の飛沫処理のための背後の植栽等が施工上重要な問題となっている。このように、今後は海岸保全事業においても、海岸環境の整備ともあわせて、海岸の緑化が積極的に進められる方向にあり、その際の樹種の選定、植栽、あるいは造園の立場から見た事業計画へのアドバイス等々、今後の貴協会の積極的なご協力をお願いするものである。

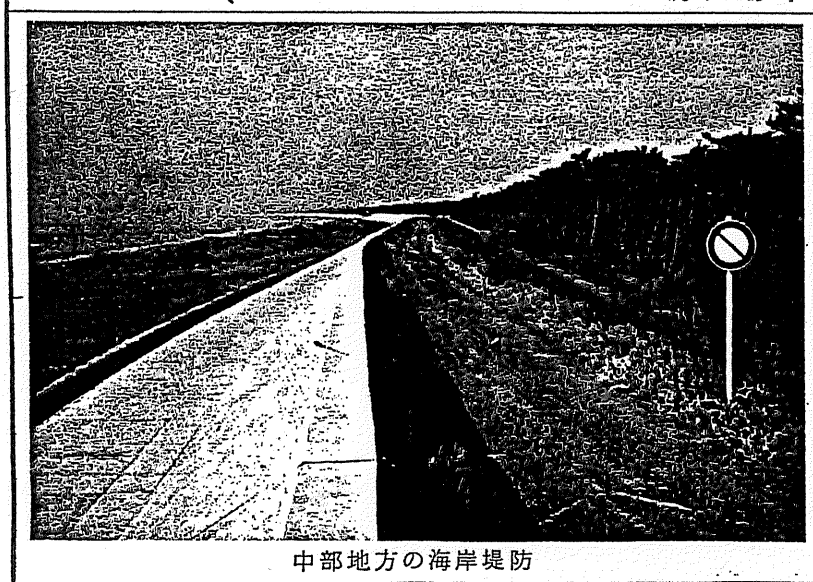

中部地方の海岸堤防

ダムを緑の遊び場に

ダム周辺を欧米並みに緑と水のある一大レクリエーション基地にしようと建設省は来年度からダムの岸辺に芝生を植え、遊歩道を造るなどして一般に公開する構想をまとめた。まず来年度は釜房ダム（宮城県）など六カ所で着手する。

初年度は地方の中核都市に近い釜房ダム（宮城県）、矢作（やはぎ）ダム（愛知・岐阜県）、石手川ダム（愛媛県）、土師（はじ）ダム（広島県）、宮沢ダム（鳥取県）、緑川ダム（熊本県）の六つで着手、この植栽を確かめたうえで、利根川水系の下久保ダム（埼玉・群馬県）、矢木沢ダム（群馬県）、藤原ダム（群馬県）、鬼怒川水系の川治ダム（栃木県）、川俣ダム（栃木県）、五十里ダム（栃木県）などにも広げたいとしているが、同省は市民に安全な釣り、ピクニック、キャンプの場を提供し、都市周辺に緑を取り戻そうとするものである。

都市計画全国大会
全国公園緑地整備促進大会開催さる

第26回 都市計画全国大会
都市計画事業の推進を目的とする(財)都市計画協会 主催の、第二十六回都市計画全国大会は、以下のとおり開催されることになった。

記

1 日時 昭和49年10月17日（木）18日（金） 2日間
2 場所 山形県県民会館（山形市七日町3丁目1—23）
3 主催 (財)都市計画協会
4 後援 建設省
5 協賛 山形県・山形市・上山市 天童市・山形県都市計画協会
6 日程 10月17日（木）
(1) 開会 10時
(2) 全体会議 10時30分
(3) 表彰式
(4) 部会 13時
(5) 閉会 16時30分
10月18日（金）
(1) 視察

全国公園緑地整備促進大会
(社)日本公園緑地協会主催にて、全国公園緑地整備促進大会は、次のとおり開催される。

記

1 趣旨 都市生活環境を改善し、都市の健全な発展と住民の健康保持並びに福祉増進をはかる。
2 日時 昭和49年10月31日（木）午前10時30分
3 場所 砂防会館ホール 東京都千代田区平河町2—7—5
4 主催 (社)日本公園緑地協会
5 後援 建設省
6 協賛 全国公園協会等連絡会
7 日程 開会 10時30分
祝辞 衆議院議長 参議院議長 建設大臣
表彰
会議 都市公園整備及び都市緑化の推進について 建設省
閉会 15時30分
8 会費 不要

第5回全国都市公園整備促進協議会会場 S.49.10.4日

公団団地の緑化対策

日本住宅公団計画部
野口哲夫

はじめに

団地の緑化について、公団は当初から積極的に取組んできている。団地居住者の調査結果においても「陽当りの良さ」や「緑の豊かさ」などの住環境の良さが高く評価されている。しかしながら、社会情勢の変化にともない従来にも増して、団地の緑化を推進する必要性が高まりつつある一方、緑化の実現を難しくする問題も生まれている。ここでは、公団賃貸住宅における緑化対策の概要を述べておきたい。

一、緑化対策の推移

昭和三十年代中頃に建設された団地には、特に緑豊かな団地が多い。（写真①、②）これらの団地は完成後十数年を経過しており、樹木が生育していることもあるが、植栽費の予算化に合わせ既存の緑の活用を図ったためといえよう。その後、大規模造成を要する団地の出現や植栽費の伸び悩み等もあり、建設中や建設直後の団地をこれら当初の団地と比較してみれば、団地緑化の点で見劣りがするのもやむをえない状況もあった。しかし、こうした経過の中で、近年、環境問題が大きくクローズアップされ、公団においても、「緑のネットワーク」（写真③）や既存自然緑地の保全などの設計面からの強化とともに、昭和四十六年度以降予算面からも緑化対策が大巾に強化されている。（図―1）この予算措置によって、造園対策面積1ha当りの植栽数量も、以前の二〇〇本/haに比べ三倍の六〇〇本/ha程度に増加している。（図―2）なお、団地における緑地率は、公園・広場用地も含めて、一般団地で約20%、面開発市街地で約40%となっている。（図―3）その他の緑化対策として都市環境整備に伴う公共緑化樹木の需要増のなかで、供給が間に合わなくなっていることによる樹木の不足対策や"質の良いみどり"の確保ということがあげられる。公団としてもこれらに対処するため「多摩ニュータウン」など長期にわたる大規模団地においては、樹木の苗圃計画を計画的に行い成果を挙げつつある。（図―4）

① 住宅地のストラクチュアとしての緑

② 遊び場の植栽

二、面開発市街地における緑化対策

面開発市街地住宅においては、工場跡地等の利用ということ及び都心に近い立地ということなどから、職住近接住宅の大量供給とともに、土地の高度利用を図ることにより緑地・広場を大量に造り出している。このような緑地・広場は、都市内における貴重な公的空間として、良好な都市環境をささえ、災害に対する安全性を確保し、レクリエーション需要を充足するものとして周辺地域の人人にも利用され、工場の移転による公害の除去と相まって、地区の環境整備に寄与している。したがって面開発市街地においては、緑地・広場をできるだけ集約し、緑化についても高密度な空間を創出するようにしている。（写真④、⑤）なお、一般市街地住宅では、店舗等の施設等の屋上に緑地を整え、花壇等を設けている事例がでているが、今後の方向として建物を含めて団地全体を緑で包んでいく一貫としての屋上庭園などが考えられる。その他の取組んでいる課題として、工場跡地が多いため、工場廃棄物残土などの悪質な土壌における緑化工法や適性樹種選定などがある。（図―5）

三、管理面からの緑化対策

植物にとって、植栽工事の竣工は終りでなく、始まりであり、建物などの維持管理・保守管理と違って、育成管理を必要とする。したがって公団としての緑化対策は、管理部門に引継がれてからようやく完成するといえよう。このために、剪定、刈込み、施肥、灌水、エアレーション等の管理作業を、最小のコストで、最大の効果を挙げるよう努力している。（賃貸住宅の場合、戸当り平均おおむね二〇〇〇円/年）予算としては、「修繕費」、「環境整備費」、「共益費」などから成り立ち、枯木、枯芝などの植え替え、新規植栽、樹木・芝生の手入れ等に使用されている。

おわりに

住宅団地の建設にともなう緑化は、今後とも重要になっていくと考えられる。緑に包まれた豊かな住宅地の環境を創造していくために、公団の各部門の協力体制をなお一層確立しすすめていきたい。

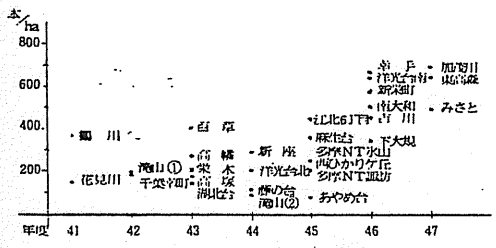

図－2　植栽数量の推移（造園対象面積1ha当り）

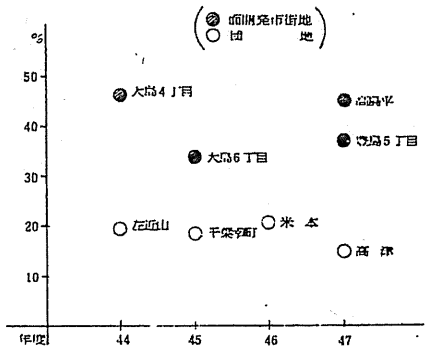

図－3　緑地率（公園・広場を含む）

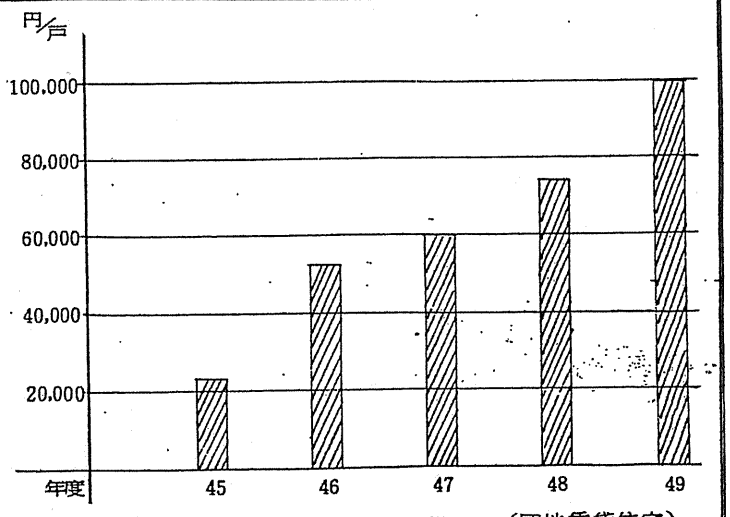

図－1　植栽費 計画年度当初予算の推移　（団地賃貸住宅）

③ 歩行者通路の植栽

年度	東京支社	関東支社	関西支社	中部支社	九州支社	備考
44年度	桜上水3丁目（ヘドロ地内） 石神2丁目（〃）	笹下台（土丹層） 飯島（〃）				
45 〃	千葉寺町（砂質粘土層）	洋光台中央・北（土丹層）	金剛（砂質粘土層）	西蔵寺新山台（砂質層）		＊大阪府（砂質粘土）
46 〃	多摩NTB-1（粘土質砂層） 江北6丁目（砂質地盤立） 高倉台（山砂、明土ローム）	洋光台南（土丹層） 宮向（〃） くぬぎ台（ヒプラ層下層） 西谷田（〃） 奈良北（土丹層）	千野（砂質粘土層） 中鶴巻（〃） 男山（砂質粘土）			＊六甲山（砂質粘土） （砂質の岩盤）
47 〃	高島平（粘土質砂層立地）	幸手（砂質地盤立） 新栄町（〃） 吉川（〃）	新鶴巻（砂質岩） 泉北1地区（洪積層） （粘土）	西蔵寺宮成台（砂質層） 〃中央台（〃） 豊明（粘土層）		
48 〃（計画中のものを含む）	館町（岩盤） 柳生（ヘドロ） 瀬戸NT（地盤砂質立） 瀬戸NT検見川（〃） 豊島5丁目（〃） 大島2丁目 小島2丁目（砂質粘土層）	みさと（低湿地盤立） 洋光台西（土丹層） 西草45,57,211 260,81（土丹層） 丸山台（〃） 戸頭（白粘土）	南蔵（ポートタウン ヘドロ地立） 花山（風化岩）	西蔵寺宮成台（砂質層）	笹の台（凝灰岩・砂岩）	＊工場跡地による廃棄物残土

図－5　最近5カ年の特殊土壌団地

地区名	苗圃面積	用地	樹木数量	期間	樹木の用途	備考
南多摩	2.0ha	小学校用地	中木・高木 4260本	8年	公園用樹 街路用樹	主要樹種（中木・高木） けやき、いちょう すずかけのき こなら、ゆりのき どうかえで にせあかしあ ならやえざくら しらかし、くすのき さんごじゅ（低木） あじさい、ひいらぎ くちなし、あせび さつき、うばめがし アベリア
研究学園都市	8.5	住宅・官公庁用地	中木・高木14860本 低木 12000株	4	街路用樹	
高蔵寺	0.7	中心施設用地	高木 4210本 低木 15000株	4	公園用樹	
平城	4.0	センター用地ほか	中木・高木 5750本 低木 800株	6	街路用樹	
北部	4.0	住宅用地	中木・高木 1900本 低木 4000株	5	街路用樹	
計	19.2		中木・高木30980本 低木 31800株			

図－4　日本住宅公団における苗圃計画（実施中のもの）

株式会社 市川造園土木
代表取締役 市川金次郎
177 東京都練馬区北大泉町一三七六
電話 〇三―九二五―二三二三

造園・土木設計施工
株式会社 長島植物園
代表取締役 長島公佑
892 鹿児島市加治屋町一―一五
電話 〇九九二―二三―〇四六八

山本観光株式会社
造園部
代表取締役 山本幹夫
892 鹿児島市中央町一―一五 日生ビル三階
電話 〇九九二―五八―三一四四

中部緑地株式会社
代表取締役 後幸信
921 金沢市東力四丁目七二番地
電話 〇七六二―四二―二四九一

造園設計・施工・貸鉢・植木
株式会社 川崎緑化センター
代表取締役 川崎一三
891-13 鹿児島郡吉田町大原七九五
電話 〇九九二九―四―二一一六

おわび

第四号掲載の「工場緑化工場立地に関する準則決まる」の中「準則」別表第一が抜けていますので本号に掲載しました。

（準則、別表第1）

業種の区分		敷地面積に対する緑化施設の面積の割合
第1種	石油精製業	100分の10
第2種	パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び硫酸製造業、石油化学基礎製品製造業（一貫して製品を製造するものを含む。以下同じ。）コークス製造業、セメント製造業及びに電気鉄鋼業	100分の15
第3種	パルプ業及び紙（加工紙を含む。）製造業、化学肥料製造業（アンモニア製造業、硫酸製造業及び複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（塩酸製造業及び苛性ソーダ製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（石油化学基礎製品製造業、合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び合成繊維製造業を除く。）、板ガラス製造業、高炉による製鉄業、非鉄金属第一次製錬・精製業及びにガス供給業	100分の20
第4種	化学繊維製造業、合成染料製造業、顔料製造業（無機顔料製造業及び顔料製造業を除く。）、無機塩類製造業、ゴム工業製造業、硫黄業、造作材、合板・集成材製造業及び木材防腐業、紙製造業、加工紙製造業、繊維板製造業、化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び合成繊維製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び感光材料製造業（医薬品製造・製剤製造業を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ロックウール製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、窯炉によらない金属業、鋳鉄及び圧延業、鋼鉄及び圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成形形鋼製造業、鋼管製造業、伸線業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業・鉄鋳物製造業、非鉄金属第二次精錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農業用トラクター製造業を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を除く）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、鋳造機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。）、冷凍機・温度調節装置製造業、送風機・排気機械製造業、事務用・通商用・販売用・娯楽用・厨房用・理髪用・クリーニング用機器製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。）、電球製造業、白熱電球製造業、白熱電灯・蛍光灯・付属電球製造業、放電管製造業、乾電池・蓄電池（及び250ボルトを超えるものを除く。）、電球用製造業、電球用製造業、電子管製造業、電子応用装置製造業、電子計算機製造業、電子応用装置製造業、電子計算機製造業、電子応用装置製造業、電子計算機

がうすかったことが大きな原因ではないかと思われる。

もっとも下水道整備も全体的には、まだまだ二割程度の様である。最も整備されつつある道路整備が公害の元凶である車を全国に充満させ都市の緑を失わせたと云うことは皮肉ではないか。

勿論、道路整備が悪いと云うことではなく事も今日我々にとって不可決の足である。要するに、之等の進展に伴って当然に起り得る諸問題を同時に解決する対策が行われなかったことを指摘したい訳である。

おそまきながら都市公園整備五ケ年計画は昭和六十年までに都市人口一人当り九平方米の公園整備を行うことを前提とされている。緑推進はこうした公園整備を行うことにより大きく前進する訳であろう。

又、政府が積極的に推進するものには、

一、公害風災害防止のための緩衝緑地

二、広域レクリエーション需要に対応する大規模公園の整備

などがある。

公営住宅建設に伴い大規模団地では、緑地%を大増加する計画と云われる。民間住宅でも緑化増進が目だって喚起されているようである。

また工場緑化法による緑化、あるいは駅前広場整備と緑化運動も盛り上る一方であるようである。通産省が成立させた工場法では緑化率20%を義務づけている。失なわれた潤いを取り戻す為の施策が次々に登場して来た。

さて、このように緑化の推進と保護が叫ばれて各所で活用されたことは、非常によい傾向と云わなければならない。だが果して、どれ程の緑が公害防止に役立っているのだろうか・・・・・・。

たしかに見た限りでは、見事な潤いを出していて自然を強く感じさせる働きをもっている。それでは公害の除去という点ではどうだろうか、之はいまだにどの程度の効果があるのか解明されてないのが現実である。

早急にこれ等の問題を解決するには、我々は官公庁とも一体となって自然の回復に努力しなくてはならないことであろう。

我々は国土を再びみずみずしい緑に蘇えらせることを一つの念願として緑化推進に力を注いで行きたいと考えている。

椿木造園土木㈱　東京支店
北見生

街路樹の剪定

藤田昇

剪定の必要性

街路樹はなぜ、枝を切ってしまうのだろうかと、疑問を持つ人も多いことだろう。

街路樹は市街地を通過する道路上の樹木であり、地方街道の並木と違って、都市街路には地上六米には架空線が、歩道内側には建物が立並び、歩道巾員の狭いところでは、高さも枝巾も十分伸びる余裕のない場所が多く、従って生長の制限を余儀なくされている。

又都市街路は規格的構造的に作られていて、その道路景観にマッチした街路樹としては、各々が整った樹高と樹冠を保ち、この点の連続が線として統一された姿を作り出してこそ街路美を発揮出来るものである。

歩車道が広い道路では、現在、都市に求められている自然環境回復の役割をより一層果せる大きな街路樹としたいことは誰しも望むところであるが、一面我が国の道路巾員の狭さや、時々来襲する強台風を考えると許されない一面もある。

以上可視的な現象形からのみならず方の外に、地下環境を一瞥すると、最近多少大きくしたとは云え、従来一米四方の植ますの裸地部分があるだけで、その他は舗装されていて地下には、いろいろの構築埋設物もあり、歩道内側の建物は地下深くまで伸び、根張の面積も制限され、植生的には、降雨は全面からの浸透もなく、根の生活に必要な空気の補給も少い。従来の調査で、生活根の大部分は植ます附近に集中されている事実からも、うなずき知れる。

一般道路では、築造の時植物生育に適する表土部分はけずり取られ、瓦礫やコンクリート塊など入った工事残土で埋められ、低地でも悪質土で盛土され、土壌の自然の生態系がたち切られている所が大部分で48年度の都の水分代謝機能調査では夏期には、自然土壌と異って盛土部は乾燥が甚だしく従って生育障害を起していることが分り、土壌の改良又は蒸散を少くするための枝葉の制限即ち剪定が必要であると指摘されている。

街路樹の剪定は、生育空間の不足や統一美を出すためのみでなく、自然の生態がくずれた都市環境下での生育条件のバランスを保ち樹勢の衰弱を防ぐためにも必要と云えよう。

剪定のポイント

剪定の基本はそれぞれの樹種の自然の樹形を基調とし、これを相似形に縮少したスタイルとし、葉のある生育期は勿論、落葉期にも自然の枝の姿を損わずに、春から秋までは整った豊かな緑を、冬空にはえる各種振りなど何日の季節にもその美しさを保てるよう行うものである。

剪定に依る生理的なマイナスを少くするため、同化養分の少い冬期に、貯蔵され、枝に養分の少い冬期に、基本樹形を作る剪定を、この時蓄みかけた若枝は若枝と更新して、樹勢の回復を計る。夏期の剪定は生理的な支障を考え、伸び過ぎる樹種の樹冠を整えるため軽い剪定にとどめ、緑陰効果を妨げず、枝葉の繁茂により、利用者に迷惑とならないためと、台風被害を軽減するため樹勢の旺盛な種類に限って行うものである。

剪定は樹勢を損なわず、自然の樹冠、枝振りを維持することが第一で、樹形をくずし、生育に支障となる枝は最除き、樹木の持つ頂部枝生長優性さをやわらげて、樹冠維持に必要な下方枝の衰退を防ぐ考え方で行われ、枝條の混み過ぎによる内方枝の枯死を来さないよう枝抜き、樹冠の維持や、枝の更新のための切返し、或いは定芽位置での切詰など、その状態に応じてこれらを組合せて行い、美しく、豊かな緑を提供出来る樹勢の維持に努める方法で行われている。

すゞかけのき剪定前

すゞかけのき剪定後

○土と水について

日本土壌検定株式会社
抑田友邦

今回は水について述べます。

水もドベネックの最少葬分率の桶の底板の役目を果します。

樹木の苗は一般に壌土～埴壌土で生産されていますが、その苗木を砂地に植付けると活着し難いものであります。

これは土壌が或る程度乾燥した状況では「目の荒い土から目の細い土には水分が移動しにくい」ことに原因があります。

例えば砂地に1M³の穴を設け、黒ボク又は赤土を入れ、土が充分落付く迄何回も水を充分に与え、夏期一週間～十日間後に水分の分布状況を調べたデータによれば、一般の常識とは全く逆で、砂地の方は湿っているが、黒ボクの中心上部は乾燥が甚だしいことが証明されて居ります。

（水が少い場所はpF値が大きい）

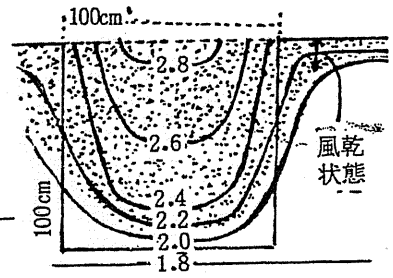

pF価等値曲線
（千葉林業試験場）

樹木苗は最も乾燥の甚だしい場所に植栽されているので、当然乾害により枯死するか、気息えんえんとして生きているだけの状態になります。特に砂地に植えられたサザンカ・サンゴジュ・キンモクセイ等が目につきます。活着したものも初期生育が悪く、穴の外側に根が出るようになると元気に発育するようになります。

無理な設計による枯損、旱天続きによる災害的枯損、乾燥防止の為の撒水等に多くの無駄な資材と労力が浪費されていることを誠に残念に思います。

乾燥が続くと土木工事関係は予定通り進行しますが、植栽関係では大変な被害を受けることになります。殊に初歩的な問題として、堀上げた苗木の根鉢が運送、仮植中に乾燥し、これが主な枯損の原因になることも多いようです。細根が枯れた状態では、植付時に充分灌水しても植物は殆んど水を吸収出来ない為体内から脱水し成績不良になります。特に常緑闊葉樹は被害を受け易いものです。

このような例としては高冷地や北海道でも10～100cmくらいの松が、地中は未だ凍結している時期に、気温だけが急上昇するような場合に二者に枯死することがあります。根が吸水する温度に達していないのに、蒸発だけが活発になり、脱水状態となって枯損するもので、20cm以下の松苗では地表近くの土の温度も気温と共に上昇すると、1M以上のものは凍結層以下に根が侵入しているので殆んど被害を受けることはありません。但し晩秋に移植した樹木は右記と同様な被害を受けることがあります。

地下水位の上昇、停滞水等過剰な水も植生を害しますが、これは注意すれば樹種の選定、植栽法等で工夫し、或る程度被害を軽減することは出来ますが、降雨期間中だけ帯水し、雨が上がると水が引いているような場所では、長期の降雨で根腐れが起ることがありますので特に注意しなければ気が付かぬことがあります。

工場緑化の手引書「工場緑化マニュアル」発売

このほど、工場緑化の手引書として、㈶農村地域工業導入促進センター（理事長　土光敏夫）が「工場緑化マニュアル」を編集発行しました。

この本は、工場緑化について、計画立案の段階から日常の維持管理まで、所要経費の面も含め、具体的に解説した今までに類のないもので、通産省の監修のもとに編まれたものです。

工場立地にあたっての環境整備、なかでも周辺の生活環境との調和の必要性が強く叫ばれている今日、工場の経営・管理に携わる人々には、格好の手引書といえましょう。特に最近になって、政府は「工場立地法」の制定によって、工場が一定規模以上の立地を行う場合は、敷地面積の一定割合を緑地とすることを義務づけています。

このような情勢のもと、緑化に関する専門的なことはともかくとして、緑化への考え方、具体的な計画、緑地の日常的維持管理への配慮等最低限の知識は、関係者にとって無関心ではいられなくなりました。これら各界の要望をになって「工場緑化マニュアル」が製作されたものです。

「工場緑化マニュアル」
監修・通商産業省立地公害局立地指導課
編集・工場緑化研究会
発行・㈶農村地域工業導入促進センター
頒価・二、000円（送料は実費）

なお、お問合せは左記にお願い致します。

㈶農村地域工業導入促進センター
（東京都千代田区永田町一―十一―三五　全国町村会館内）
指導調査部
電話　〇三―五八〇―六六八

有村緑地建設株式会社
代表取締役　有村忠雄
892　鹿児島市吉野町一〇四五番地四
電話　〇九九二―四三―五五五五

公園緑地、墓園測量、設計管理
観光地計画施設の設計管理
株式会社　大紀造園設計事務所
代表取締役　横瀬太八
890　鹿児島市中央町三二番地三二
電話　〇九九二―五二―五三一四

遊動器具、体育器具設計施工
噴水施設　造園施設設計施工・都市公園、遊園地、学校園等
公園造成施設の総合企業
谷崎工業株式会社
910　福井市若杉町九―三
電話　〇七七六―三六―五六八〇

噴水設備設計・施工
環境造型企画・製作
株式会社
ウォーター・デザイン
TEL 03(431) 8070(432) 3797

造園用コンクリート製品
製造・販売
マコト工業株式会社
164　東京都中野区弥生町1―40―5
TEL 03(372) 6371(代)